

第 20 回 2024 年 6 月 10 日（月）『税・財政ゼミナール』開講しました。

2024 年 6 月 10 日（月）第 20 回『税・財政ゼミナール』が参加 9 名で開講されました。

新型コロナの「5 類」移行に伴い、税務調査がコロナ前の状況に戻りつつある中、2023 年 10 月のインボイス制度実施、2024 年 1 月の改正電子帳簿保存法施行など、税務行政も大きく変化しようとしています。2026 年度に予定されている次世代システム（KSK2）の導入など、業務行政の DX が着々と進められているようです。

人材不足が顕著な時代に、デジタル化による業務の効率化は避けては通れません。しかし、その一方でデジタル化により、納税者個人の情報がより簡単により分かりやすく「国」に入手されるようになることも事実です。ことさら、「納税者権利憲章」を持たない日本で、納税者のプライバシーは保証され続けるのでしょうか？

元税務署職員でもある講師の方からの経験を踏まえたお話で色々考えさせられるゼミナールになりました。

---

次回のゼミナールは、下記のとおり開講いたします。

第 21 回『税・財政ゼミナール』の日程は以下の通りです。

テーマ：『消費税とは何か - その本質に迫る』

1989 年 4 月バブルの絶頂期に導入された消費税。税率は導入当時の 3% から 10% にまで引き上げられました。逆進性や「転嫁」、景気への悪影響などの問題は残されたままです。

消費税導入の大きな理由としてあげられていた「直間比率の見直し」。当初の予定通り、法人税は引下げが続きましたが、今や世界的な法人税の引下げ競争もグローバルミニマム課税の導入などにより終わりを迎えつつあります。

この消費税、欧州などでは「付加価値税」と呼ばれています。日本の税制において「付加価値」と言えば、外形標準課税における「付加価値割」です。ともに、「付加価値」を課税標準とはしていますが、一方は間接税、もう一方は直接税です。もし「消費税」が直接税なのであれば、消費税の問題点の多くは「解消」されてしまうかもしれません。

学問的には、「多段階非累積型一般消費税」と呼ばれるこの税金。今一度、原点に立ち戻って検証してみたいと思います。

日時：2024 年 11 月 12 日（火） 14：00～17：00

※コロナ等の状況により変更となる場合がございます

会場：東京都新宿区四谷三栄町 4 番 10 号 税研ビル 1 階

応募：11 月 1 日(金)までに下記の連絡先へお電話をください

氏名・連絡先を担当者へお伝えください TEL 03-3359-4731 (担当者：荒川)

※テーマ等最新の情報は当ホームページ上でご確認下さい。

※税や財政に関して少しでも興味のある方、税や財政について知りたいと思われている方は、是非ご連絡をお願いいたします。